

意見募集案件	第2期北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
担当課	企画財政部企画課 電話 011-372-3311 内 3609

意見募集期間	令和3年1月4日(月) から 令和3年2月2日(火) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(企画課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、東記念館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島1月1日号
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>企画財政部企画課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: kikaku@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和3年2月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>現行の「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和2年度(2020年度)をもって推進期間を終えることから、人口減少の抑制や持続可能な地域社会の実現を目的とし、地方創生に向けた今後5年間の目標や基本的方向、施策などをまとめた「第2期北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別添「第2期北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略(原案)」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定</p> <p>まち・ひと・しごと創生法第10条</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>総合戦略に定めた取組を令和3~7年度の期間に実施します。</p>
対象となる政策等 の原案	別添「第2期北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略(原案)」のとおり
その他	寄せられた意見を参考に、「第2期北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」を作成します。